

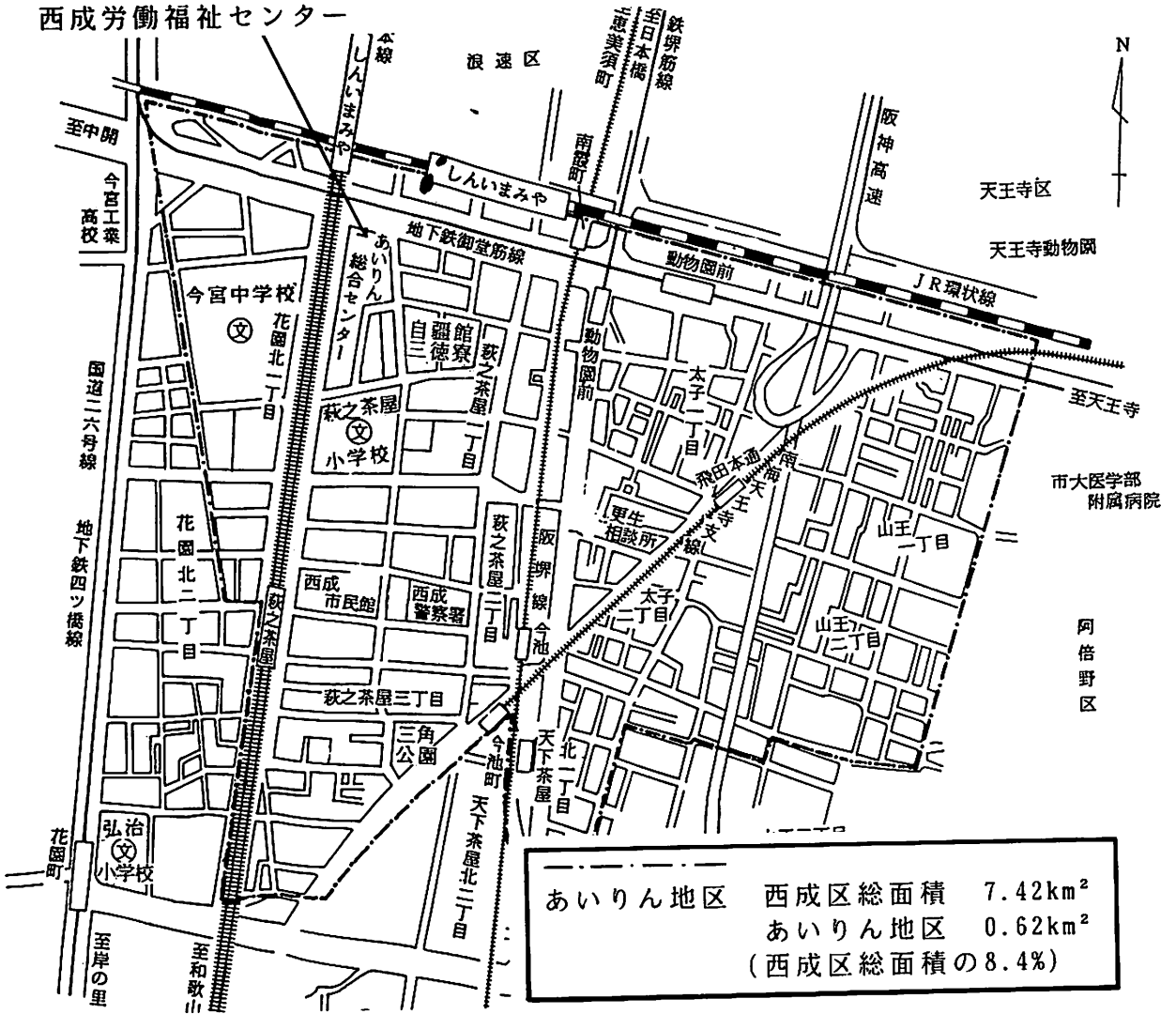
An aerial photograph of a densely populated urban area, likely in Japan, showing a mix of residential and commercial buildings, streets, and a railway line. The title '行跡' is prominently displayed in the center in a large, bold, black font.

行跡

財団法人西成労働福祉センター
30周年記念誌

あいりん地区周辺要図

西成労働福祉センター



目次

一、あいさつ 理事長伏見康介	1
二、設立30周年にあたって 大阪府労働部長末吉喜久雄	2
三、設立の主旨	3
四、目でみる30年	4
五、年表	17
六、事務・事業	
(一) 職業紹介事業	19
(二) 労働災害に関する相談、と休業補償給付の立替事業	32
(三) 福利厚生事業	35
七、資料	1

30周年をむかえて

財団法人西成労働福祉センターは、あいりん地区労働者の就労の正常化と生活の安定を図る役割を担って、官民一体となり幅広くこの任にあたる組織として昭和37年10月1日に設立され、本年度で満30年を迎えました。

この間、大阪府をはじめ関係行政機関、地域の各種団体各位のご援助とご協力にはぐくまれ、当センターに課せられた目的を果たすことができ、厚くお礼を申し上げます。

この30年をかえりみますと、昭和48年まで継続的に発生した騒擾事件をはじめとして、45年大阪千里丘陵での日本万国博覧会開催に伴う労働需要がピークに達する活況、48年後半の石油ショックに端を発したドン底不況など、景気変動の波に大きく左右されながら、あいりん地区の労働者は就労や生活を営んできております。

現在では、あいりん地区の労働者は、大阪府下のみならず近畿、北陸、東海以遠にも就労し、産業経済の重要な労働力の担い手となっている現状から、近代的労働市場の育成と、きめ細かい労働福祉の増進に一層努力しなければならないと痛感いたしております。

また、最近の急速な景気後退を反映して、あいりん地区労働者に対する求人は大幅に減少し、特に高年齢労働者の就労にその影響を受けており、今後しばらくは厳しい状況が続くものと予想されるところであり、地区労働者の就労機会の確保に一層のご協力を切望するとともに、特に産業界各位の温かいご理解とご援助を強くお願い申し上げます。

最後に、当センターに対しましても今後とも一層のご指導、ご鞭達をお願い申し上げます。

平成4年10月

財団法人 西成労働福祉センター
理事長 伏見 康介

設立30周年にあたって

財団法人西成労働福祉センターが設立されて、30年が経過いたしました。この間、センターの職業紹介事業や労働福祉事業等が年々充実の度を加えてまいりましたことは、誠に喜ばしい限りでございます。

これも関係団体・機関をはじめ、地域住民の方々、求人事業主各位のご協力と、センター職員のご努力の賜物であり、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

ご承知のとおり、本府におきましては、昭和36年9月、あいりん地区労働者の就労と生活の安定、労働福祉の向上を図るため、労働部西成分室を開設したところでございますが、本事業をさらに充実発展させるとともに、より柔軟で機敏な労働対策を実施するため、昭和37年10月、官民一体となって設立されましたのが、この財団法人西成労働福祉センターでございます。

地区労働者は、そのほとんどが建設業に従事しておりますため、仕事が時の景気動向や天候などに大きく影響されるという特色を有しており、また全体として高齢化が進行していることも相まって、就労対策はもとより、生活・福祉施策のより一層の充実が求められております。

こうした状況のもとで、職業紹介や労働相談事業をはじめ、生活相談・福利厚生措置事業等の労働福祉事業を積極的に展開しているセンターに寄せられる期待は、今後ますます大きくなるものと思われれます。

本府といたしましても、センターの行う諸事業があいりん地区労働者の福祉の向上にとって、極めて重要な役割を担っているとの認識のもとに、センターの事業運営を全面的に支援して参ったところであり、今後とも労働施策の一環として、センター事業への支援・協力を積極的に推進して参りたいと考えております。

地域住民の方々をはじめ、関係各位の皆様方には、今後ともセンターへの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、創立30周年の佳節を契機として、センター事業がより一層の発展を遂げますよう祈念いたしまして、ごあいさつといたします。

平成4年10月

大阪府労働部長 末 吉 喜久雄

財団法人 西成労働福祉センター 設立趣意書

昭和36年8月1日、大阪市西成区の不良環境地域、通称釜ヶ崎に突発した事件を契機として、国ならびに関係行政機関は、同地域住民の労働、生活全般が他の一般社会と大いに異なる“特殊性”にあることを再確認して、これに対応する行政施策を立案、実施するにいたっている。

その複雑な特殊性を生活の基盤である労働関係より見るとき、ここに住む多数の労働者の社会的労働調整が正常を失い、労働者の生活が不安定を来している。すなわち就労関係の異質、不安定性と生活環境の極度な反社会性が強く、住民意識は往々行政機関と接触、依存することをのぞまず、もしくは敬遠する状態であった。

大阪府は地域住民を正規な労働につかせ、生活を安定させることが不良環境を改善する基本施策のポイントであり、しかもこうした特殊地域の施策は一元的な行政措置だけでは十分実効がえられず、官民一体の組織体をもって巾広く行なうことが良策であることを想定したのであるが、かかる団体が組織されるまでの暫定措置として、とりあえず事件直後の9月1日から労働部西成分室を急設し、労働者その他の就労援助にあわせ、就労にともなう生活相談、医療、生活援助等を実施して、地域の労働、福祉行政を推進し、世論の支持のもとに現在にいたったのである。

以上の経過により、労働部西成分室の機能と社会福祉の施策を一層発展させるためには、前述した想定にもとづき、この地域の特殊性に対応して、法的、行政的制約にかぎられた施策に終らず、複雑な状況と時宜に即応して、広範な対策と活動を可能とする組織体を構成し、民官が協力して、適切な企画と巾広い施策を実施することが必要であり、社会的にも要請されるところである。

財団法人西成労働福祉センターはこの目的を達成するため、大阪府の助成、社会各層の協力と援助によって設立するものである。

昭和37年7月23日